



御 監 第 15 号
令和5年 6月 27日

御 前 崎 市 長 柳 澤 重 夫 様

御前崎市監査委員 加 藤 英 男
御前崎市監査委員 増 田 雅 伸

財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

令和 5 年度

財政援助団体等監査結果報告書

(御前崎市消防団)

御前崎市監査委員

令和5年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

2 監査の対象

御前崎市消防団運営交付金

3 監査の範囲

令和4年度の財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況

4 監査の方法

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、財政的援助等に係る出納その他事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、御前崎市消防団及び所管課(消防総務課)から監査資料及び関係帳簿等の提出を求め、各種規程や決算資料の確認、会計諸帳簿等との照合、関係者からの聴取等により監査を実施した。

5 監査の期日

令和5年6月7日(水)

6 監査の結果

(1) 御前崎市消防団の概要

① 事務所の所在地

御前崎市消防本部庁舎2階 御前崎市池新田 5151番地の1

② 組織(令和4年4月1日現在)

消防組織法第9条第1項及び同法第18条第1項により、消防団を設置。

実員数 291名

団長:1名、副団長:3名、本部長:5名、分団長:10名、副分団長:10名、

部長・班長:42名、団員:186名、機能別団員:34名

(2) 補助金の交付状況

令和4年度御前崎市消防団運営交付金は、総額 11,282,206円が交付決定され、一般会計9款(消防費)1項(消防費)2目(非常備消防費)18節(負担金補助及び交付金)より交付されている。

これらの補助金は、火災等の災害から地域住民の生命・財産を守ることを任務として遂行する消防団の活動を支援するため、そして全国的に減少傾向にある消防団員の待遇等を改善し、幅広く住民の入隊促進を図るために活用されている。

(3) 経理事務について

市からの補助金交付は補助金交付基準や交付金交付要綱に沿って行われ、確実に各団体に収納されていることが確認できた。

領収書等の証拠書類は伝票に添付されており、適切に保存されているが、宛名のない請求書、支払内容や請求印のない領収書、一部不鮮明な状態の領収書が散見されたので、再度伝票等の確認をするなど、適正な会計事務の執行に努められたい。

(4) 総括

監査の結果、監査対象の補助金はおおむね一定の効果を上げている。引き続き、補助団体、所管課は適切・適正な事業執行が図られ、連携を取りながら進められたい。なお、個別の監査結果については以下のとおりである。

【御前崎市消防団】

社会全般の構造変化の他、さまざまの要因により消防団離れが進んでおり、団員の確保は今後大きな課題であると思われるが、幅広い層の住民が入団できる環境整備など、より有効な方策と持続可能な組織体制づくりの検討を進め、消防団員の確保に努めてください。

消防団は、火災や災害の際に出動するだけでなく、地域の行事等にも積極的に参加するなど、地域と密着した活動も行っており、運営交付金は、本市における消防団活動の円滑かつ健全なる運営に寄与することを目的とし、消防団活動にかかる私費負担の軽減を図るために交付されています。交付金の使途についてはおおむね適正に執行されていると認められますが、一部極端な支出が見受けられます。補助金等は、反対給付を求めるところなく金銭的給付を行うものであり、当然その財源は税金が使われています。そのため、その必要性について市民に対して説明責任ができるよう心掛けてください。

【消防本部総務課】

市の厳しい財政状況を踏まえ、交付金の交付事務に当たっては、交付要綱に定められた手続きにより適正に執行してください。また、活動状況を把握し、交付申請書、実績報告書等の内容を慎重に審査することにより、交付金の必要性や有効に活用されているかどうか検証してください。

消防団運営交付金交付申請書について、交付の目的及び内容の記載がありませんので、御前崎市補助金等交付規則第3条第2項の規定に沿って、交付に係る事務手続を行うよう指導してください。

以前、分団の活動運営費と資機材の横領事件が発生しましたが、本市の行政に対する市民の信頼を著しく損ねるものでありますので、再発防止に向けた取組として、チェック体制の強化やコンプライアンス意識の一層の徹底を図るようお願いします。